

社会的養護の現状について (参考資料)

平成29年12月

1. 社会的養護の現状	1
(1) 里親数、施設数、児童数等	
(2) 児童養護施設の形態の現状	
(3) 小規模化の実施状況	
(4) 進学、就職の状況	
2. 措置費の現状と充実	7
(1) 施設の人員配置と措置費について	
(2) 措置費による教育及び自立支援の経費	
3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実	9
(1) 人員配置基準の改正経緯	
(2) 居室面積及び居室定員の最低基準の改定	
4. 里親制度等について	11
(1) 養育里親の里親研修と認定の流れ	
(2) 里親研修カリキュラム(例)	
(3) 里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体	
(4) 里親支援の体制整備について	
(5) 里親委託ガイドラインの策定	
(6) ファミリーホームの形態について	
5. 施設運営指針、里親等養育指針	21
6. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組	23
(参考) 統計表等	41

1. 社会的養護の現状 (1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			11,405世帯	4,038世帯	5,190人		ホーム数	313か所
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	9,073世帯	3,180世帯	3,943人			
		専門里親	689世帯	167世帯	202人			
		養子縁組里親	3,798世帯	309世帯	301人			
親族里親		526世帯	513世帯	744人				
					委託児童数	1,356人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成29年3月末現在)

※施設数*、ホーム数(F H除く)、定員*、現員*、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)(※乳児院・児童養護施設除く)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

(2) 児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=561) (平成24年3月)	施設数	283	153	231	323	143	34
	%	50.4	27.3	41.2	57.6	25.5	6.1
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	69 (11.4%)
～ 40	113 (18.7%)
～ 50	143 (23.7%)
～ 60	106 (17.6%)
～ 70	57 (9.5%)
～ 80	49 (8.1%)
～ 90	23 (3.8%)
～ 100	13 (2.2%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	3 (0.5%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	2 (0.3%)
総数	603 (100%)

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数561（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

家庭福祉課調べ（平成28年10月1日）

(3) 小規模化の実施状況

(1) 地域小規模児童養護施設の推移

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	173	214	182	232	190	250	199	266	221	308	234	332	245	332
1か所実施	140	140	141	141	142	142	145	145	149	149	153	153	152	152
2か所実施	28	56	34	68	39	78	45	90	62	124	70	140	80	160
3か所以上実施	5	18	7	23	9	30	9	31	10	35	11	39	13	45

(2) 小規模グループケア実施状況の推移（児童養護施設）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	335	459	357	559	381	709	395	817	421	936	436	1,057	438	1,083
1か所実施	222	222	197	197	171	171	156	156	136	136	137	137	134	134
2か所実施	102	204	139	278	159	318	172	344	186	372	169	338	167	334
3か所実施	11	33	11	33	18	54	21	63	33	99	36	108	33	99
4か所実施	—	—	2	8	13	52	20	80	25	100	32	128	39	156
5か所実施	—	—	5	25	6	30	12	60	17	85	26	130	30	150
6か所実施	—	—	3	18	14	84	19	114	24	144	36	216	35	210

(3) 小規模グループケア実施状況の推移（乳児院）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	49	58	55	74	60	92	63	114	68	133	77	161	78	168
1か所実施	40	40	37	37	35	35	33	33	30	30	26	26	24	24
2か所実施	9	18	17	34	21	42	23	46	26	52	35	70	34	68
3か所実施	0	0	1	3	2	6	4	12	5	15	8	24	12	36
4か所実施	—	—	0	0	1	4	0	0	1	4	1	4	2	8
5か所実施	—	—	0	0	1	5	1	5	4	20	5	25	4	20
6か所実施	—	—	0	0	0	0	3	18	2	12	2	12	2	12

(注) 平成22年度は3か所、平成23年度からは6か所まで指定が可能。

(4) 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成27年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成28年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2,333人	2,239人	96.0%	35人	1.5%	35人	1.5%	24人	1.0%
(参考) 全中卒者	1,169千人	1,154千人	98.7%	4千人	0.3%	3千人	0.3%	8千人	0.7%

② 高等学校等卒業後の進路（平成27年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成28年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	大学等		専修学校等						
児童養護施設児	1,818人	226人	12.4%	211人	11.6%	1,280人	70.4%	101人	5.6%
うち在籍児	275人	64人	23.3%	60人	21.8%	115人	41.8%	36人	13.1%
うち退所児	1,543人	162人	10.5%	151人	9.8%	1,165人	75.5%	65人	4.2%
(参考) 全高卒者	1,137千人	593千人	52.2%	249千人	21.9%	205千人	18.0%	89千人	7.8%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
91人	115人	69人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成28年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)		平成26年度 (H27. 5. 1)		平成27年度 (H28. 5. 1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%	2,462人	100.0%	2,333人	100.0%
進学	高校等	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%	2,343人	95.2%	2,239人	96.0%
	専修学校等	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%	45人	1.8%	35人	1.5%
就職		64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%	45人	1.8%	35人	1.5%
その他		47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%	29人	1.2%	24人	1.0%
里親委託児（単位：人）		272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%	310人	100.0%	345人	100.0%
進学	高校等	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%	297人	95.8%	333人	96.5%
	専修学校等	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%	4人	1.3%	5人	1.4%
就職		5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%	6人	1.9%	5人	1.4%
その他		6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%	3人	1.0%	2人	0.6%
（参考）全中卒者（単位：千人）		1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%	1,175千人	100.0%	1,169千人	100.0%
進学	高校等	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%	1,157千人	98.5%	1,154千人	98.7%
	専修学校等	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.3%
就職		4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	3千人	0.3%
その他		12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%	9千人	0.8%	8千人	0.7%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)		平成26年度 (H27. 5. 1)		平成27年度 (H28. 5. 1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%	1,800人	100.0%	1,818人	100.0%
進学	大学等	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%	200人	11.1%	226人	12.4%
	専修学校等	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%	219人	12.2%	211人	11.6%
就職		1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%	1,267人	70.4%	1,280人	70.4%
その他		117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%	114人	6.3%	101人	5.6%
里親委託児（単位：人）		204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%	270人	100.0%	269人	100.0%
進学	大学等	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%	74人	27.4%	70人	26.0%
	専修学校等	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%	59人	21.9%	65人	24.2%
就職		96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%	115人	42.6%	116人	43.1%
その他		27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%	22人	8.1%	18人	6.7%
（参考）全高卒者（単位：千人）		1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%	1,064千人	100.0%	1,137千人	100.0%
進学	大学等	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%	580千人	54.5%	593千人	52.2%
	専修学校等	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%	239千人	22.5%	249千人	21.9%
就職		172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%	189千人	17.8%	205千人	18.0%
その他		72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%	56千人	5.3%	89千人	7.8%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

2. 措置費の現状と充実

(1) 施設の人員配置と措置費について

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5:1→4:1等）に必要な経費を計上したところである。

○児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人（定員45人以下）
- ・栄養士 1人（定員41人以上）
- ・調理員等 4人（定員90人以上30人ごとに1人を加算）
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）
- ・医師1人（嘱託）

+

- ・児童指導員、保育士
 - ・0・1歳児
1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1)
 - ・2歳児
2:1
 - ・年少児（3歳～）
4:1 (3.5:1、3:1)
 - ・少年（就学～）
5.5:1 (5:1、4.5:1、4:1)
- ※（）内は加算にて対応。

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算
グループ数×（常勤1人+宿直管理等職員（非常勤）1人）

○措置費
（例） 定員45人（職員配置：5.5:1）
の児童養護施設の場合

- 事務費
- ・一般分保護単価 180,930円
 - ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 21,600円
 - ・民間施設給与等改善費 8%～25%加算

+

- 事業費
- ・一般生活費 49,430円
 - ・その他（各種の教育費、支度費、医療費等）
予算額1人平均24,700円



児童1人月額
約28万円

※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、更に、児童1人月額 約8万7千円加算

(2) 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度には、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

		支弁される額 (H29年度予算)	
幼稚園費		実費	※平成21年度～
入進学支度費		小学校1年生: 40,600円(年額/1人)	中学校1年生: 47,400円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人)	中学校: 4,300円(月額/1人)
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
	部活動費	実費	
特別育成費		公立高校: 22,910円(月額/1人) 私立高校: 33,910円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 61,090円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等): 15,000円(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援): 25,000円(月額/1人)	
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費		小学校6年生: 21,190円(年額/1人) 中学校3年生: 57,290円(年額/1人) 高等学校3年生: 111,290円(年額/1人)	
就職、大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円	合計276,190円

3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実

(1) 人員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23~37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H25	
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3:1	2.5:1					2:1						1.7:1						0・1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上 4:1	0・1歳 1.6:1 2歳 2:1 3歳以上 4:1	
児童養護施設	3歳未満	10:1	9:1	8:1				3:1			3:1			2:1						0歳 1.7:1 1歳以上 同左	0・1歳 1.6:1 2歳 2:1 3歳以上 4:1 小学生以上 5.5:1	
	3歳以上							6:1			5:1			4:1								6:1
	少年							8:1			7:1			6:1								
児童心理治療施設		10:1	9:1											5:1							4.5:1	
児童自立支援施設		8:1	7:1		6:1												5:1				4.5:1	
母子生活支援施設		療母：1名 少年指導員：少年20人以上で1名							療母：1名 少年指導員：1名							母子支援員 ・少年指導員 各 20世帯未満：1名 20世帯以上：2名				母子支援員 10世帯未満：1名 10世帯以上：2名 20世帯以上：3名 少年指導員 同左		

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

※H23. 6の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24	H27
乳児院 (10人以上)		(看護師 2.5:1)						2:1					1.7:1					0・1歳 同左 2歳 2:1	0・1歳 同左 2歳 同左 3歳以上 4:1	0・1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上 同左	0・1歳 1.6(1.5, 1.4, 1.3):1 2歳 同左 3歳以上 4(3.5, 3):1
児童養護施設	3歳未満	5:1						3:1					2:1					0歳 1.7:1 1・2歳 同左	0・1歳 1.6:1 2歳 同左	0・1歳 1.6(1.5, 1.4, 1.3):1 2歳 同左	
	3歳以上	10:1	9:1	8:1	7:1	6:1	5.5:1	5:1	5.5:1	5:1	4:1	6:1						同左	同左	4(3.5, 3):1	
	少年				8:1		7.5:1	7:1			6:1								5.5:1	5.5(5, 4.5, 4):1	
児童心理治療施設		10:1	9:1					8:1	7:1	6:1			5:1							4.5:1	4.5(4, 3.5, 3):1
児童自立支援施設		8:1	7:1		6:1										5:1					4.5:1	4.5(4, 3.5, 3):1
母子生活支援施設	母子指導員	1名											20世帯未満：1名 20世帯以上：2名							10世帯未満：1名 10世帯以上：2名 20世帯以上：3名	10世帯未満：1名 10世帯以上：2名 20世帯以上：3名 30世帯以上：4名
	少年指導員	50世帯未満：1名 50世帯以上：2名									40世帯未満：1名 40世帯以上：2名					20世帯未満：1名 20世帯以上：2名			同左	同上	

※1 H10 及び H16の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

※2 H27の () 書き部分は、加算にて対応

(2) 居室面積及び居室定員の最低基準の改定

①居室面積（1人当たり）の引上げ

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	1. 65㎡以上			2. 47㎡以上
児童養護施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室は 3. 3㎡以上)
児童心理治療施設		2. 47㎡以上	3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
児童自立支援施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47㎡以上		1人あたり 3. 3㎡以上	1室あたり 30㎡以上

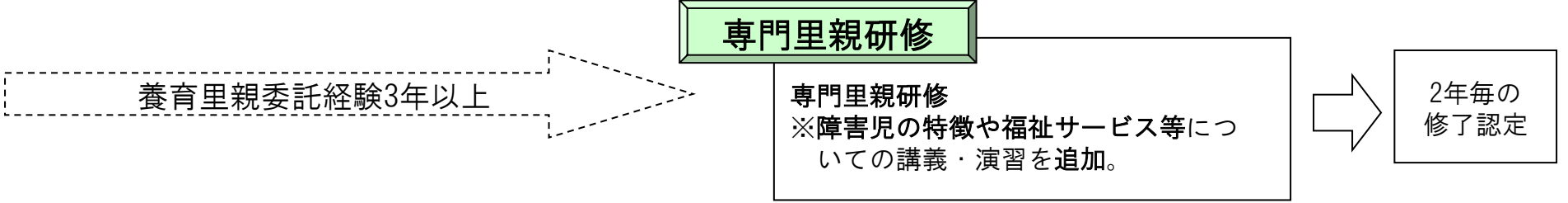
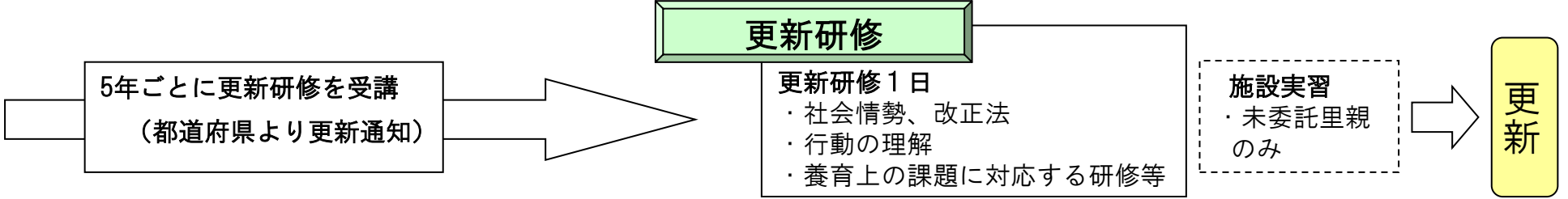
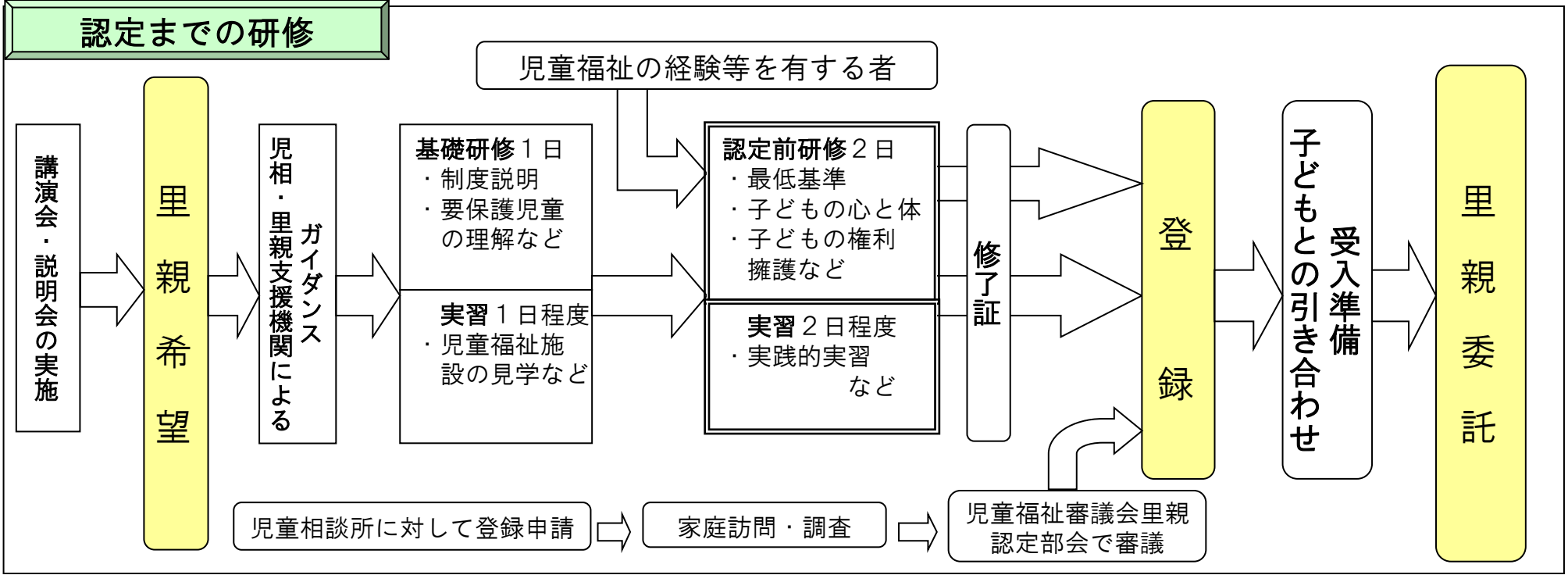
(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3.3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10.65㎡/人以上、障害者支援施設は9.9㎡/人以上に引き上げられている)

②居室定員の上限の引下げ

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
児童心理治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

4. 里親制度等について (1) 養育里親の里親研修と認定の流れ



(2) 里親研修カリキュラム(例)

・ ・ ・ 実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
<p>(1) 基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議） 	<p>1日 + 実習1日程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
<p>(2) 認定前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される 	<p>社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける</p>	<p>2日 + 実習2日程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
<p>(3) 更新研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する 	<p>養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。</p>	<p>1日程度</p> <p>※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

(3) 里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、さいたま市が6.3%から33.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (18→28比較)	里親等委託率	
			平成18年度末	平成28年度末
1	さいたま市	27.6%増加	6.3%	33.9%
2	静岡市	27.1%増加	18.5%	45.5%
3	福岡市	27.1%増加	12.6%	39.7%
4	大分県	19.7%増加	10.9%	30.6%
5	富山県	17.2%増加	5.6%	22.8%
6	滋賀県	16.1%増加	23.2%	39.3%
7	佐賀県	15.8%増加	3.9%	19.7%
8	岡山県	15.3%増加	5.4% (岡山市分を含む)	20.6% (岡山市分を含む)
9	札幌市	15.2%増加	9.9%	25.1%
10	和歌山県	15.2%増加	3.2%	18.4%

※宮城県については、増加幅が大きい(宮城県:25.0%増(11.9%→36.9%))が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (平成29年3月末現在)

	里親等			乳児院		児童養護施設		計
	数(人) ①	率 ② (①/⑦)	(7)	数(人) ③	率 ④ (③/⑦)	⑤	率 ⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
北海道	545	28.7%	(7)	35	1.8%	1,320	69.5%	1,900
青森県	82	25.3%	(10)	20	6.2%	222	68.5%	324
岩手県	89	24.2%	(14)	32	8.7%	247	67.1%	368
宮城県	186	33.1%	(4)	69	12.3%	307	54.6%	562
秋田県	16	8.5%	(47)	24	12.8%	148	78.7%	188
山形県	41	15.6%	(30)	16	6.1%	205	78.2%	262
福島県	82	20.8%	(17)	10	2.5%	302	76.6%	394
茨城県	92	12.5%	(41)	64	8.7%	581	78.8%	737
栃木県	128	20.4%	(21)	56	8.9%	443	70.7%	627
群馬県	73	15.8%	(28)	36	7.8%	353	76.4%	462
埼玉県	380	20.7%	(18)	189	10.3%	1,264	69.0%	1,833
千葉県	300	24.4%	(13)	91	7.4%	838	68.2%	1,229
東京都	502	13.1%	(38)	393	10.3%	2,939	76.7%	3,834
神奈川県	324	16.0%	(27)	192	9.5%	1,503	74.4%	2,019
新潟県	128	42.4%	(1)	27	8.9%	147	48.7%	302
富山県	34	22.8%	(16)	9	6.0%	106	71.1%	149
石川県	45	15.7%	(29)	17	5.9%	224	78.3%	286
福井県	31	13.4%	(36)	17	7.4%	183	79.2%	231
山梨県	86	27.8%	(8)	32	10.4%	191	61.8%	309
長野県	79	13.2%	(37)	39	6.5%	482	80.3%	600
岐阜県	66	11.7%	(43)	33	5.8%	467	82.5%	566
静岡県	220	28.9%	(6)	57	7.5%	483	63.6%	760
愛知県	272	14.3%	(33)	178	9.4%	1,451	76.3%	1,901
三重県	116	22.9%	(15)	32	6.3%	358	70.8%	506

	里親等			乳児院		児童養護施設		計
	数(人) ①	率 ② (①/⑦)	(7)	数(人) ③	率 ④ (③/⑦)	⑤	率 ⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
滋賀県	120	39.3%	(2)	33	10.8%	152	49.8%	305
京都府	82	11.3%	(45)	74	10.2%	567	78.4%	723
大阪府	348	10.7%	(46)	308	9.4%	2,611	79.9%	3,267
兵庫県	229	14.5%	(32)	124	7.8%	1,230	77.7%	1,583
奈良県	58	18.1%	(24)	21	6.5%	242	75.4%	321
和歌山県	74	18.4%	(23)	28	6.9%	301	74.7%	403
鳥取県	51	20.5%	(20)	31	12.4%	167	67.1%	249
島根県	46	25.0%	(12)	25	13.6%	113	61.4%	184
岡山県	109	20.6%	(19)	17	3.2%	402	76.1%	528
広島県	109	14.3%	(34)	35	4.6%	620	81.2%	764
山口県	83	16.1%	(26)	32	6.2%	400	77.7%	515
徳島県	36	13.1%	(39)	22	8.0%	217	78.9%	275
香川県	42	25.1%	(11)	14	8.4%	111	66.5%	167
愛媛県	60	12.6%	(40)	40	8.4%	376	79.0%	476
高知県	59	15.0%	(31)	23	5.8%	312	79.2%	394
福岡県	401	25.7%	(9)	121	7.8%	1,038	66.5%	1,560
佐賀県	53	19.7%	(22)	17	6.3%	199	74.0%	269
長崎県	82	17.0%	(25)	26	5.4%	373	77.5%	481
熊本県	89	11.6%	(44)	44	5.8%	631	82.6%	764
大分県	143	30.6%	(5)	19	4.1%	305	65.3%	467
宮崎県	50	12.1%	(42)	23	5.6%	340	82.3%	413
鹿児島県	105	13.5%	(35)	39	5.0%	631	81.4%	775
沖縄県	200	35.5%	(3)	17	3.0%	347	61.5%	564
全国	6,546	18.3%		2,801	7.8%	26,449	73.9%	35,796

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

(4) 里親支援の体制整備について

(1) 里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

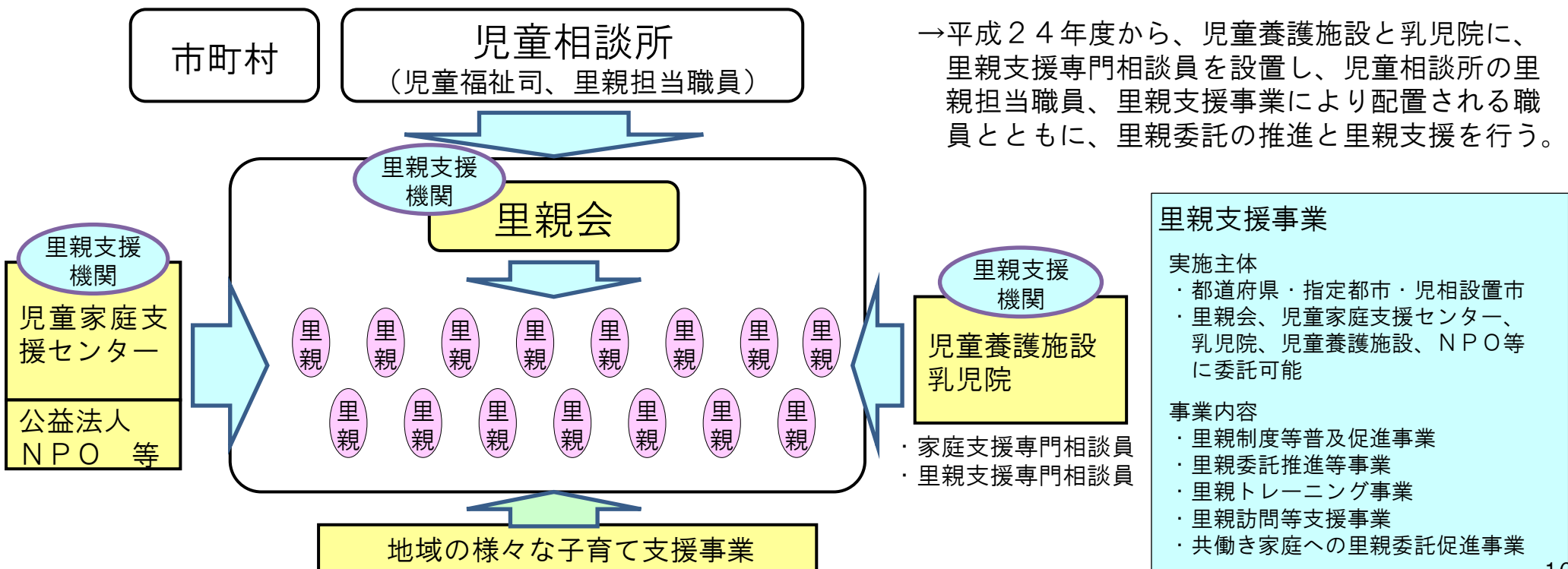
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2) (1) を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員（26年10月現在：207児相中162人）
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成28年10月現在：397か所）
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

①里親支援と里親支援機関

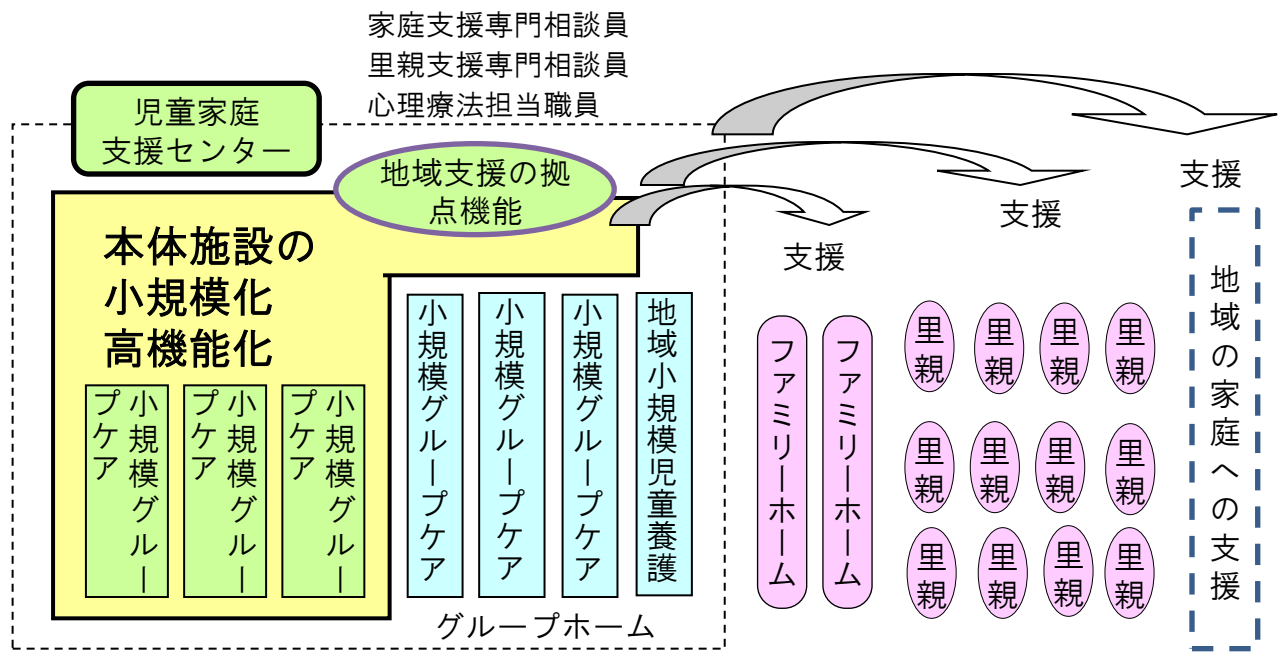
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



② 里親支援専門相談員 (里親支援ソーシャルワーカー)

- 〔趣 旨〕
 - ・ 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人 材〕
 - ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で5年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人
 - ・ 実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見だし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役 割〕
 - ・ ①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援
(児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。)
- 〔活 動〕
 - ・ 里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。
 - ・ 定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした 支援を含め、里親支援を行う。
 - ・ 児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

施設の地域支援機能の充実と家庭的養護の推進



(5) 里親委託ガイドラインの策定

(平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(平成23年9月1日、平成24年3月29日、平成29年3月31日改正)

1. 里親委託の意義

○何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。里親は、子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である。

2. 里親委託優先の原則

○家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

- ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、
- などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

3. 里親委託する子ども

○里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

4. 保護者の理解

○里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。

○里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。

○家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

○里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。

○専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、委託を検討する。

○養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

○親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。

○特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、養育が不安定になった場合などには、必要に応じて訪問する。
- 定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。
- 里親の相互交流、研修、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談などの支援。

8. 子どもの権利擁護

- 里親委託の子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べるができることなどを伝える。里親には、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と理解の促進

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

- 児童相談所の里親担当職員は、できる限り専任であることが望ましい。
- 里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、里親委託及び里親支援を推進する。
- 児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員は、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するもの。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携し、里親支援を行う。児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、特色に応じて役割分担と連携を図る。
- 都道府県市の里親委託等推進委員会の設置。全国の里親委託等推進委員会の設置。

(6) ファミリーホームの形態について

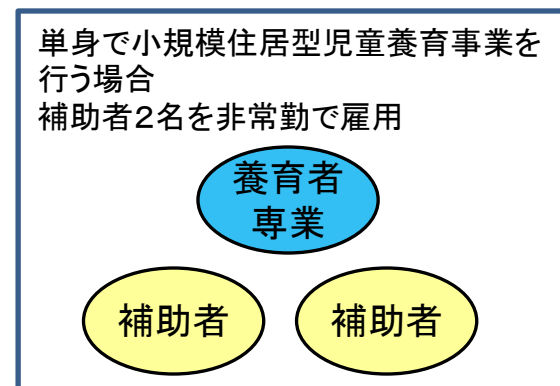
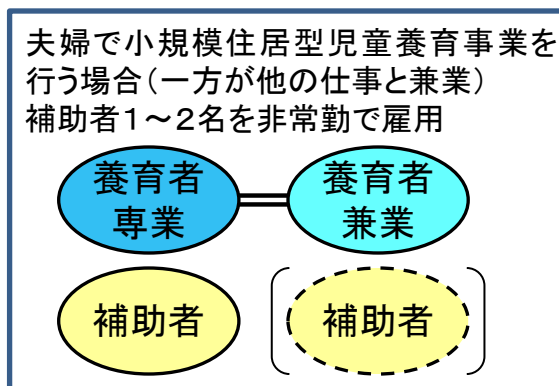
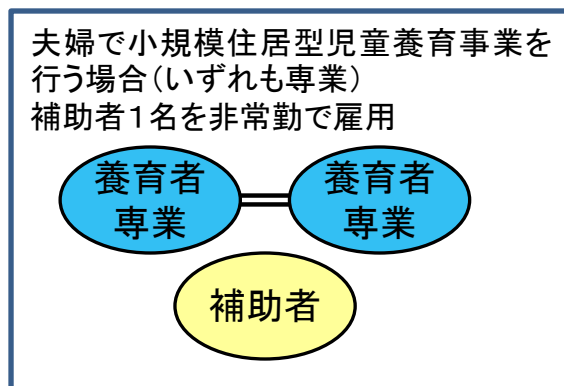
※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)

※養育者2名(配偶者)+補助者1名、又は養育者1名+補助者2名

※措置費は、常勤1名分+非常勤2名分(児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

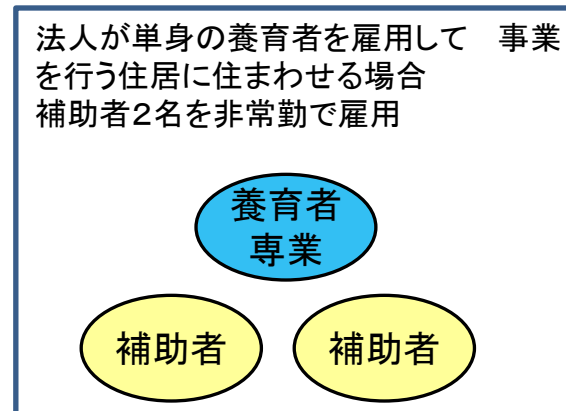
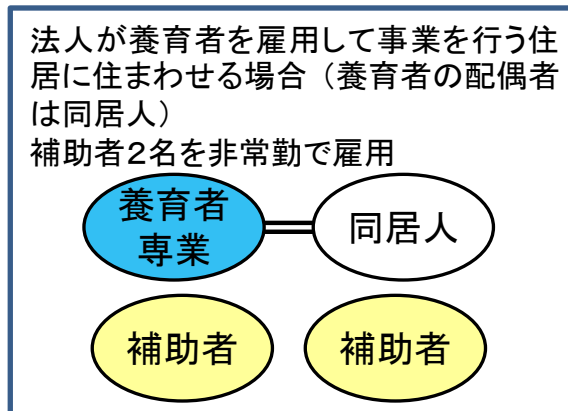
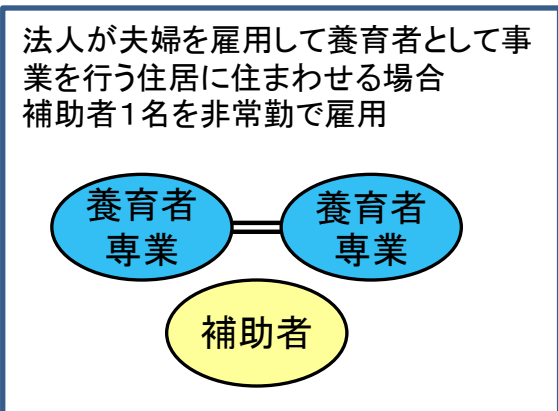
自営型

- ① 養育里親の経験者が行うもの
- ② 施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



法人型

- ③ 施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



5. 施設運営指針、里親等養育指針

○第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設等の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像などが記されている。※「2. 社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針共通の部分である。

○第Ⅱ部各論に挙げられた項目は、目指すべき方向である。施設は、自己評価、第三者評価によりこれらの項目の点検を行い、より良い支援を提供できるような質の改善を図る構成となっている。

<指針の基本構成>

第Ⅰ部 総論 1. 目的 2. 社会的養護の基本理念と原理 3. 施設の役割と理念 4. 対象児童等 5. 養育、支援等のあり方の基本 6. 施設の将来像
第Ⅱ部 各論 1. 養育、支援等 2. 家族への支援 3. 自立支援計画、記録 4. 権利擁護 5. 事故防止と安全対策 6. 関係機関連携・地域支援 7. 職員の資質向上 8. 施設の運営

○社会的養護の基本理念
①子どもの最善の利益、 ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理
①家庭的養護と個別化、 ④家族との連携協働、
②発達の保障と自立支援、 ⑤継続的支援と連携アプローチ
③回復を目指した支援、 ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設：養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院：乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設：心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設：生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設：入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム：養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、第三者評価基準の評価項目に対応（児童養護86、乳児院67、情短87、児童自立86、母子施設73項目）

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

(参考) 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念	3. 児童自立支援施設の役割と理念	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念
4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 利用対象	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本	5. 養育のあり方の基本	5. 治療・支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 家庭養護のあり方の基本
6. 児童養護施設の将来像	6. 乳児院の将来像	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像	6. 児童自立支援施設の将来像	6. 母子生活支援施設の将来像	6. 里親等の支援
第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論
1 養育・支援	1 養育・支援	1 治療・支援	1 支援	1 支援	1 養育・支援
2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援		
3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	2 自立支援計画、記録	2 自立支援計画と記録
4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	3 権利擁護	3 権利擁護
5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	4 事故防止と安全対策	
6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	5 関係機関連携・地域支援	4 関係機関・地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	6 職員の資質向上	5 養育の技術向上等
8 施設の運営	8 施設運営	8 施設運営	8 施設運営	7 施設運営	

6. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

◆平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・ 養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合（平成9年改正）
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の創設（平成9年改正）
- ・ 児童養護施設と乳児院の年齢弾力化（平成16年改正）
 - 〔・ 乳児院： 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
 - 〔・ 養護施設： 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・ 地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定（平成15年改正）
- ・ アフターケアを位置付け（平成16年改正）

②地域化、小規模化の推進

- ・ 児童家庭支援センターの創設（平成9年改正）
- ・ 里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設（H14）
- ・ 地域小規模児童養護施設（H12）、小規模グループケア（H16）

③措置費による加算職員の配置

- ・ 心理療法担当職員（H11）→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化（H16）
- ・ 家庭支援専門相談員（H11）→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化（H16）
- ・ 個別対応職員（H13）→児童養護施設等のうち全施設に拡大（H16）・常勤化（H20）

④施設基準の充実

- ・ 施設整備費の基準面積の引上げ（居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12）
- ・ 最低基準の居室面積の引上げ（2.47㎡→3.3㎡、H10）

⑤行政体制

- ・ 市町村の役割の明確化（相談対応を明確化）、要保護児童対策地域協議会の法定化（平成16年改正）
- ・ 児相設置市の創設（平成16年改正）

◆平成20年児福法改正時からの主な取組

○里親制度等の推進

- ・里親制度の改正（養育里親制度、里親支援機関の創設等）
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

○アフターケア事業の充実

- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
- ・地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施（平成20年度～）→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業

○施設の質の向上

- ・基幹的職員（スーパーバイザー）の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

○計画的整備

- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
- ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定

◆平成23年からの主な取組

1. 里親委託ガイドラインの策定（平成23年3月）

- ・各都道府県等（児童相談所）並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、「里親委託ガイドライン」を策定。

2. 児童福祉施設最低基準の見直し（平成23年6月）

（1）職員配置基準関係

①加算職員の配置の義務化

- ・家庭支援専門相談員 ※乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
- ・個別対応職員 ※乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
- ・心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合） ※乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設

②配置改善等

(乳児院)

- ・看護師・児童指導員・保育士 乳児1.7:1 ⇒ 1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1
- ・定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

(母子生活支援施設)

- ・母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員 20世帯以上施設 各1人 ⇒ 各2人
- ・保育所に準ずる設備がある場合 保育士を30:1で配置（最低1人）

(児童養護施設)

- ・定員45人以下施設 児童指導員又は保育士を1人加配
- ・乳児を入所させる場合 看護師を乳児1.7:1で配置

※上記の他、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

(2) 設備基準関係

①居室面積の下限の引上げ

- ・乳児院 1人1.65㎡以上 ⇒ 2.47㎡以上
- ・母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 ⇒ 1室30㎡以上
- ・児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3.3㎡以上 ⇒ 4.95㎡以上（児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上）

②居室定員の上限の引下げ

- ・児童養護施設 15人以下 ⇒ 4人以下（乳幼児のみの居室は6人以下）
- ・児童心理治療施設 5人以下 ⇒ 4人以下
- ・児童自立支援施設 15人以下 ⇒ 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設

(3) その他

①各施設の運営理念等の改正

②総則関係（運営の一般原則、施設職員の一般要件等）の改正

3. 社会的養護の課題と将来像（平成23年7月）

※児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ

- ・ 子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要。
- ・ 社会的養護の基本的方向は、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実
- ・ 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進
- ・ 今後十数年をかけて、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつという姿に変えていく。

4. 「社会的養護の課題と将来像」に基づく省令改正（平成23年9月）

（1）施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化（児童福祉施設最低基準の改正）

①施設長の資格要件

- ・ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、児童福祉事業の従事期間が3年以上等の要件に該当し、かつ、研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有する者

②2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

（2）第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正）

- ・ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に、3年に1回以上の第三者評価の受審を義務付け、第三者評価を行わない年には自己評価を行う。

（3）親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正）

- ・ 親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。

（4）自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正）

- ・ 児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法による。

5. 児童福祉施設最低基準の条例委任（平成23年10月）

（1）児童福祉法の改正

- ・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年5月2日公布）」により、児童福祉法を改正（平成24年4月1日施行）。
 - 児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
 - 人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

（2）児童福祉施設最低基準の改正（平成23年10月7日公布）

- ・ 省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
- ・ 都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。

6. ファミリーホームの要件の明確化（平成24年4月）

（1）理念の明確化

- ・ 指針を里親と一体のものとして示す。 ⇒ 里親及びファミリーホーム養育指針
- ・ 児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化
- ・ 里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置付け

（2）要件規定等の見直し

①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称しており、施設的な印象となっている。

②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもってこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。

③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。

④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。

⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。（小規模住居型児童養育事業所の用語は廃止）

②「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」又は「養育者1名+補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。

③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。

④「委託児童の定員」などの用語に改める。

⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

7. 施設入所中の児童等に対する児童手当の支給（平成24年4月）

- 施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、「児童手当法の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）」により、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

【支給対象者】 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
 ※ 施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 ※ 保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。

【支給額】 0歳～3歳未満 一人（一律） 15,000円
 3歳～中学校修了 一人（一律） 10,000円

【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設 等

【適切な管理】 児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。（児童福祉施設最低基準・里親養育最低基準等に規定）
 ・他の財産と区分して管理すること ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること
 ・手当の支給の趣旨に従って用いること ・退所した場合には速やかに児童に取得させること

	①親のいない児童	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童	③それ以外の児童（親が監護生計要件を満たす場合のみ）
平成21年度以前の児童手当	×	×	○（親へ支給）
平成22年度の対応	△（安心こども基金で施設等へ支給）	△（安心こども基金で施設等へ支給）	○（親へ支給）
平成23年度子ども手当特別措置法 → 平成24年度以降の児童手当法（恒久化）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）

8. 民法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)
> 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
> 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
> 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後) 【民法関係】
> 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
> 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
> 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

(現行)
> あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後) 【民法関係】
> 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)
> 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
> 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後) 【民法関係】
> 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
> 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)
> 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後) 【民法関係】
> 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)
> 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後) 【児童福祉法関係】
> 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者(父母)あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上	同上 児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上	同上 里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上 施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同様の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考えるときは、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて(概要)

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定(詳細は別紙)。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)(暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等)
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為(騒音・振動、施設の汚損・破損等)

ウ その他(関係者へのア・イの行為等)

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為
エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。(※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。)
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令(強制入所措置の場合)での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限(親権喪失、親権停止又は管理権喪失)の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

2 不当に妨げる行為の事例」の詳細

(1) 態様、手段が適切でない場合

- ▶ 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうと考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返し電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする(教唆する)行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物(火気、刃物等)等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- ▶ 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうと考える。
- ▶ 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
- ▶ 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為(精神科医療を含む。)
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為(予防接種、健康診査等)
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為(療育手帳等)
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為(携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等)
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

- ▶ 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。(47②)
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。(47④⑤)

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和(同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする)

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年5月27日成立）の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 35

I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化。(児童福祉法)

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(児童福祉法)

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

■ 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。(児童福祉法)

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

Ⅱ 児童虐待の発生予防

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。(母子保健法)(☆)

※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村

※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。(母子保健法)(☆)

* (☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)

※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)

- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)

※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。

- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4) 児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)
 - ※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定予定。
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)
 - ※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

(5) 児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)
 - ※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。
 - ※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れない対応を確保。
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法)(☆)
 - ※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(6) 通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

IV 被虐待児童への自立支援

○ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(★)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

(2) 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(3) 18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(★)

※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。

※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

(参考)統計表等

(1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	111	2.4%	875	27.8%	2	0.0%	—	—	—	—	222	3.7%
1歳	140	3.1%	1,118	35.5%	30	0.1%	—	—	—	—	366	6.1%
2歳	203	4.5%	783	24.9%	366	1.2%	—	—	—	—	428	7.1%
3歳	240	5.3%	268	8.5%	933	3.1%	—	—	—	—	461	7.7%
4歳	214	4.7%	77	2.4%	1,299	4.3%	—	—	—	—	476	7.9%
5歳	246	5.4%	20	0.6%	1,417	4.7%	2	0.2%	—	—	476	7.9%
6歳	255	5.6%	5	0.2%	1,598	5.3%	4	0.3%	—	—	452	7.5%
7歳	228	5.0%	1	0.0%	1,556	5.2%	27	2.2%	—	—	413	6.9%
8歳	255	5.6%	—	—	1,712	5.7%	48	3.9%	3	0.2%	378	6.3%
9歳	240	5.3%	—	—	1,910	6.4%	80	6.5%	7	0.4%	363	6.0%
10歳	231	5.1%	—	—	2,022	6.7%	114	9.2%	26	1.6%	336	5.6%
11歳	264	5.8%	—	—	2,101	7.0%	128	10.4%	46	2.8%	330	5.5%
12歳	261	5.8%	—	—	2,283	7.6%	171	13.8%	106	6.3%	296	4.9%
13歳	249	5.5%	—	—	2,242	7.5%	166	13.4%	254	15.2%	233	3.9%
14歳	251	5.5%	—	—	2,414	8.1%	175	14.2%	514	30.8%	238	4.0%
15歳	261	5.8%	—	—	2,471	8.2%	159	12.9%	569	34.1%	200	3.3%
16歳	290	6.4%	—	—	2,130	7.1%	68	5.5%	80	4.8%	138	2.3%
17歳	311	6.9%	—	—	1,861	6.2%	54	4.4%	40	2.4%	114	1.9%
18歳以上	282	6.2%	—	—	1,607	5.4%	39	3.2%	25	1.5%	84	1.4%
総数※	4,534	100%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	9.9歳		1.2歳		11.2歳		12.7歳		14.1歳		7.4歳	

(1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	3	0.4%	—	—
1歳	10	1.2%	—	—
2歳	20	2.4%	—	—
3歳	30	3.6%	—	—
4歳	32	3.9%	—	—
5歳	40	4.8%	—	—
6歳	32	3.9%	—	—
7歳	36	4.3%	—	—
8歳	46	5.5%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	45	5.4%	—	—
11歳	50	6.0%	—	—
12歳	59	7.1%	—	—
13歳	61	7.4%	—	—
14歳	72	8.7%	—	—
15歳	54	6.5%	11	2.9%
16歳	57	6.9%	74	19.7%
17歳	70	8.4%	103	27.4%
18歳以上	65	7.8%	188	50.0%
総数※	829	100%	376	100.0%
平均年齢	11.2歳		17.5歳	

(2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	443	9.8%	2,461	78.2%	55	0.2%	—	—	—	—	812	13.5%
1歳	474	10.5%	530	16.8%	849	2.8%	—	—	—	—	642	10.7%
2歳	666	14.7%	127	4.0%	6,408	21.4%	—	—	—	—	608	10.1%
3歳	440	9.7%	24	0.8%	3,745	12.5%	—	—	—	—	544	9.1%
4歳	280	6.2%	2	0.1%	2,620	8.7%	1	0.1%	—	—	531	8.8%
5歳	241	5.3%	1	0.0%	2,187	7.3%	6	0.5%	—	—	437	7.3%
6歳	270	6.0%	—	—	2,171	7.2%	51	4.1%	1	0.1%	382	6.4%
7歳	195	4.3%	—	—	1,814	6.1%	101	8.2%	1	0.1%	344	5.7%
8歳	161	3.6%	—	—	1,702	5.7%	133	10.8%	7	0.4%	308	5.1%
9歳	154	3.4%	—	—	1,510	5.0%	150	12.1%	29	1.7%	297	4.9%
10歳	143	3.2%	—	—	1,402	4.7%	151	12.2%	42	2.5%	268	4.5%
11歳	139	3.1%	—	—	1,324	4.4%	151	12.2%	107	6.4%	223	3.7%
12歳	174	3.8%	—	—	1,156	3.9%	162	13.1%	219	13.1%	179	3.0%
13歳	149	3.3%	—	—	1,126	3.8%	165	13.4%	564	33.8%	152	2.5%
14歳	146	3.2%	—	—	909	3.0%	120	9.7%	511	30.6%	113	1.9%
15歳	203	4.5%	—	—	619	2.1%	38	3.1%	142	8.5%	80	1.3%
16歳	152	3.4%	—	—	241	0.8%	—	—	33	2.0%	45	0.7%
17歳	79	1.7%	—	—	92	0.3%	4	0.3%	11	0.7%	27	0.4%
18歳以上	12	0.3%	—	—	14	0.0%	—	—	2	0.1%	7	0.1%
総数※	4,534	100.0%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	6.3歳		0.3歳		6.2歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成25年2月1日現在在籍児童）（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	34	4.1%	—	—
1歳	38	4.6%	—	—
2歳	68	8.2%	—	—
3歳	59	7.1%	—	—
4歳	40	4.8%	—	—
5歳	48	5.8%	—	—
6歳	50	6.0%	—	—
7歳	48	5.8%	—	—
8歳	43	5.2%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	35	4.2%	—	—
11歳	48	5.8%	—	—
12歳	33	4.0%	—	—
13歳	53	6.4%	—	—
14歳	48	5.8%	—	—
15歳	62	7.5%	51	13.6%
16歳	47	5.7%	137	36.4%
17歳	23	2.8%	80	21.3%
18歳以上	5	0.6%	101	26.9%
総数※	829	100.0%	376	100.0%
平均年齢	8.4歳		17.0歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数（平成27年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	131	8.9%	8	0.4%	83	1.7%
父母の行方不明	55	3.8%	37	1.9%	46	0.9%
父母の離婚	22	1.5%	35	1.8%	77	1.6%
父母の不和	13	0.9%	31	1.6%	55	1.1%
父母の拘禁	60	4.1%	75	3.8%	188	3.8%
父母の入院	106	7.2%	138	6.9%	251	5.1%
父母の就労	27	1.8%	63	3.2%	116	2.3%
父母の精神障害	133	9.1%	354	17.8%	426	8.6%
父母の放任怠惰	90	6.1%	220	11.0%	643	13.0%
父母の虐待	253	17.3%	364	18.3%	1,767	35.7%
棄児	12	0.8%	14	0.7%	7	0.1%
父母の養育拒否	277	18.9%	165	8.3%	298	6.0%
破産等の経済的理由	77	5.3%	120	6.0%	195	3.9%
児童の問題による監護困難	46	3.1%	—	—	342	6.9%
その他	164	11.2%	369	18.5%	449	9.1%
計	1,466	100.0%	1,993	100.0%	4,943	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成27年度入所世帯）

区 分		管内入所		広域入所				合 計	
				県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	473		386		431		1,290	
	母 児童	473	777	386	708	431	871	1,290	2,356
入所前の家庭環境の不 適切	世帯数	142		26		9		177	
	母 児童	142	202	26	38	9	14	177	254
母親の心身の不安定	世帯数	58		12		4		74	
	母 児童	58	77	12	11	4	8	74	96
職業上の理由	世帯数	3		4		0		7	
	母 児童	3	3	4	5	0	0	7	8
住宅事情	世帯数	367		19		6		392	
	母 児童	367	530	19	25	6	9	392	564
経済的理由	世帯数	224		29		4		257	
	母 児童	224	314	29	42	4	5	257	361
その他	世帯数	52		18		11		81	
	母 児童	52	72	18	30	11	15	81	117
合 計	世帯数	1,319		494		465		2,278	
	母 児童	1,319	1,975	494	859	465	922	2,278	3,756

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

※ 単位：世帯数は世帯、入所人員は人

※ 上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成28年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,149	22.9%	1,496	48.4%	4,478	15.6%	470	32.6%	971	57.9%
1年以上 2年未満	770	15.3%	953	30.8%	3,923	13.7%	388	26.9%	523	31.2%
2年以上 3年未満	566	11.3%	483	15.6%	3,163	11.0%	231	16.0%	149	8.9%
3年以上 4年未満	431	8.6%	127	4.1%	2,669	9.3%	139	9.7%	23	1.4%
4年以上 5年未満	447	8.9%	26	0.8%	2,267	7.9%	81	5.6%	9	0.5%
5年以上 6年未満	294	5.9%	9	0.3%	2,141	7.5%	61	4.2%	1	0.1%
6年以上 7年未満	239	4.8%	0	0.0%	1,664	5.8%	25	1.7%	0	0.0%
7年以上 8年未満	208	4.1%	-	-	1,581	5.5%	16	1.1%	0	0.0%
8年以上 9年未満	172	3.4%	-	-	1,409	4.9%	15	1.0%	0	0.0%
9年以上 10年未満	132	2.6%	-	-	1,089	3.8%	11	0.8%	0	0.0%
10年以上 11年未満	136	2.7%	-	-	1,001	3.5%	2	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	126	2.5%	-	-	869	3.0%	1	0.1%	-	-
12年以上 13年未満	112	2.2%	-	-	753	2.6%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	80	1.6%	-	-	594	2.1%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	55	1.1%	-	-	482	1.7%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	46	0.9%	-	-	309	1.1%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	25	0.5%	-	-	206	0.7%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	20	0.4%	-	-	38	0.1%	-	-	-	-
18年以上	10	0.2%	-	-	10	0.0%	-	-	-	-
総数	5,018	100.0%	3,094	100.0%	28,646	100.0%	1,440	100.0%	1,676	100.0%

家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(6) 在所期間別退所児童数 (平成27年度中に退所した児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	73	5.9%	131	6.5%	97	1.7%	4	0.9%	19	1.8%
1か月以上2か月未満	62	5.0%	111	5.5%	119	2.1%	8	1.7%	37	3.4%
2か月以上6か月未満	149	12.1%	278	13.7%	345	6.2%	14	3.0%	61	5.7%
6か月以上1年未満	248	20.1%	343	17.0%	464	8.4%	50	10.8%	288	26.8%
1年以上2年未満	231	18.8%	507	25.1%	684	12.3%	118	25.5%	494	45.9%
2年以上3年未満	128	10.4%	454	22.4%	591	10.7%	104	22.5%	141	13.1%
3年以上4年未満	95	7.7%	149	7.4%	521	9.4%	65	14.0%	22	2.0%
4年以上5年未満	70	5.7%	35	1.7%	414	7.5%	40	8.6%	12	1.1%
5年以上6年未満	31	2.5%	13	0.6%	323	5.8%	25	5.4%	2	0.2%
6年以上7年未満	19	1.5%	2	0.1%	265	4.8%	15	3.2%	0	0.0%
7年以上8年未満	14	1.1%	-	-	223	4.0%	6	1.3%	0	0.0%
8年以上9年未満	11	0.9%	-	-	193	3.5%	4	0.9%	0	0.0%
9年以上10年未満	13	1.1%	-	-	194	3.5%	7	1.5%	0	0.0%
10年以上11年未満	13	1.1%	-	-	161	2.9%	3	0.6%	-	-
11年以上12年未満	9	0.7%	-	-	171	3.1%	0	0.0%	-	-
12年以上13年未満	18	1.5%	-	-	145	2.6%	-	-	-	-
13年以上14年未満	10	0.8%	-	-	149	2.7%	-	-	-	-
14年以上15年未満	9	0.7%	-	-	130	2.3%	-	-	-	-
15年以上16年未満	11	0.9%	-	-	168	3.0%	-	-	-	-
16年以上17年未満	7	0.6%	-	-	145	2.6%	-	-	-	-
17年以上18年未満	2	0.2%	-	-	30	0.5%	-	-	-	-
18年以上	8	0.6%	-	-	11	0.2%	-	-	-	-
総数	1,231	100.0%	2,023	100.0%	5,543	100.0%	463	100.0%	1,076	100.0%

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員 (平成28年3月1日現在)

(単位:人)

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	35	264	469	729	791	662	328	130	24	6	1	1	3,440

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数 (平成27年度)

(単位:世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	248	183	396	270	123	77	110	41	1,448

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態 (平成27年度)

(単位:世帯)

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	125	1	113	51	1,022	347	656	8	11	65	71	1,448

(7) ~ (9) : 家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(10) 児童養護施設の入退所の状況 (平成27年度中)

(単位:人)

平成27年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成27年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除									変更	
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
1,065	3,825	53	4,943	2,597	70	1,458	364	12	12	34	2	252	4,801	742

↑

変更前の内訳							
乳児院	他の児 童養 護施 設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
577	146	84	126	23	76	20	13

↓

変更後の内訳							
他の児 童養 護施 設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他
165	61	136	114	45	3	87	131

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成27年度中)

(単位:人)

平成27年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
77	1,494	422	1,993

平成27年度退所児童数							
解除							変更
家庭環 境改善	児童の状 況改善	普通養 子縁組	特別養 子縁組	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設 等
868	6	33	53	3	43	1,006	1,017

↑

変更前の内訳				
他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミ リーホ ーム	その他
36	17	20	2	2

↓

変更後の内訳						
他の 乳児院	児童養 護施 設	情緒障 害児 短期 治療 施設	里親	ファミ リーホ ーム	母子生 活支 援施 設	その他
27	645	2	261	16	6	60

(12) 情緒障害児短期治療施設の入退所の状況 (平成27年度中)

(単位:人)

平成27年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
86	336	15	437

平成27年度退所児童数										
解除										変更
家庭環境 改善	児童の状 況改善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
65	157	24	16	0	0	5	1	47	315	139

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	57	7	6	2	9	2	3

変更後の内訳							
児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他
78	19	11	8	4	1	4	14

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成27年度中)

(単位:人)

平成27年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
202	809	41	1,052

平成27年度退所児童数										
解除										変更
家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
66	512	67	80	0	0	18	1	106	850	226

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	148	7	26	0	6	7	8

変更後の内訳							
児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他
145	7	14	20	8	0	11	21

(14) 自立援助ホームの入退居の状況 (平成27年度中)

(単位:人)

平成27年度新規入居児童数				平成27年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居									児童福祉施設等への入所	
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他		計
171	222	63	456	61	39	134	4	0	0	27	0	86	351	28

変更前の内訳								変更後の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
0	104	2	22	1	12	5	25	0	0	0	2	1	0	20	5

(15) 里親の委託・委託解除の状況 (平成27年度中)

(単位:人)

平成27年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				平成27年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除									変更 他の児童福祉施設等	
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他		計
611	786	69	1,466	277	4	148	50	41	266	4	3	148	941	290

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
340	154	10	13	3	71	11	9	11	96	10	10	86	56	0	11	10

(14)(15):家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)

(16) ファミリーホーム委託・委託解除の状況 (平成27年度中)

(単位：人)

平成27年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
139	218	20	377

平成27年度委託解除児童数										
解除										変更
家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
94	12	59	14	1	1	3	0	44	228	62

↑

変更前の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他
15	44	7	9	1	46	8	9

↓

変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
1	19	4	9	12	7	0	6	4

(16): 家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(17) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成27年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
乳児院	41	129	336
児童養護施設	102	274	867
里親	356	768	2,012
その他	28	57	223
合計	527	1,228	3,438

※レスパイト・ケアを利用した里親世帯数・・・530世帯

(17): 家庭福祉課調べ
 (「社会的養護の現況に関する調査」)

(18) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,656 (52.6%)	9,746 (32.5%)	671 (14.8%)
父のみ（養父含む）	75 (2.4%)	3,528 (11.8%)	291 (6.4%)
母のみ（養母含む）	1,307 (41.5%)	11,189 (37.3%)	1,405 (31.0%)
両親ともいない	87 (2.8%)	4,790 (16.0%)	1,924 (42.4%)
両親とも不明	19 (0.6%)	517 (1.7%)	183 (4.1%)
不詳	3 (0.1%)	209 (0.7%)	60 (1.3%)
総数	3,147 (100.0%)	29,979 (100.0%)	4,534 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

(19) 里親の状況 (平成28年3月1日現在)

(世帯)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
		共働き	1,436 (36.0%)
3,988	夫婦世帯3,463	一方が働いている	1,756 (44.0%)
		どちらも働いていない	271 (6.8%)
		働いている	303 (7.6%)
ひとり親世帯 525	働いていない	222 (5.6%)	

(20) 新生児等の措置先 (平成27年度中)

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児(1か月未満)	503	76	579
0歳児(1か月以上)	866	180	1,046
1歳以上2歳未満	466	142	608
合計	1,835	398	2,233
割合	82.2%	17.8%	100.0%

(19) (20) : 家庭福祉課調べ
 (「社会的養護の現況に関する調査」)

(21) 新生児等の新規措置の措置先(都道府県市別)(平成27年度)

(家庭福祉課調べ)

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未 満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上2 歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上2 歳未満
北海道	1	3	2	4	13	4
青森県	5	14	4	2	1	1
岩手県	3	12	2	0	3	0
宮城県	0	0	0	0	1	4
秋田県	6	2	3	0	0	0
山形県	7	4	2	0	1	1
福島県	4	2	3	3	1	4
茨城県	15	19	2	0	2	0
栃木県	8	18	11	0	1	3
群馬県	6	14	5	2	4	0
埼玉県	32	74	33	0	12	5
千葉県	14	15	8	5	9	8
東京都	103	117	59	0	6	20
神奈川県	7	22	10	0	2	3
新潟県	0	2	2	0	0	1
富山県	4	3	2	0	1	0
石川県	3	3	0	0	3	0
福井県	3	4	4	0	0	1
山梨県	1	8	1	1	1	1
長野県	12	13	2	1	5	3
岐阜県	4	11	1	3	0	2
静岡県	9	7	9	4	9	5
愛知県	12	27	24	14	6	3
三重県	5	18	7	5	3	1
滋賀県	4	8	2	1	1	3
京都府	5	4	2	0	2	0
大阪府	18	45	30	3	13	3
兵庫県	14	16	11	1	3	2
奈良県	4	5	6	1	1	0
和歌山県	3	7	7	2	1	0
鳥取県	7	3	5	0	0	1
島根県	4	2	6	1	0	0
岡山県	0	0	0	3	1	1
広島県	0	12	6	0	0	2
山口県	4	12	4	0	3	0

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月以 上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	3	5	2	0	0	1
香川県	1	6	4	0	1	0
愛媛県	5	9	4	0	4	0
高知県	1	8	6	0	0	0
福岡県	7	13	14	1	2	2
佐賀県	5	6	0	2	0	0
長崎県	3	7	5	0	0	0
熊本県	1	2	2	0	0	0
大分県	7	12	2	6	6	5
宮崎県	4	6	5	0	1	0
鹿児島県	12	17	7	2	1	4
沖縄県	0	16	1	0	2	3
札幌市	2	13	5	1	6	5
仙台市	9	14	7	0	2	2
さいたま市	0	3	0	0	4	5
千葉市	9	0	0	0	0	1
横浜市	4	22	11	0	6	2
川崎市	0	26	13	1	3	2
相模原市	5	9	4	0	3	1
新潟市	4	2	1	0	1	0
静岡市	2	2	4	1	1	0
浜松市	2	1	0	2	4	3
名古屋市	6	15	17	3	5	7
京都市	2	15	5	0	2	1
大阪市	38	40	33	0	2	4
堺市	3	10	2	0	3	2
神戸市	11	7	7	0	6	1
岡山市	9	7	3	0	0	0
広島市	0	5	3	0	0	0
北九州市	6	11	2	0	2	2
福岡市	11	13	11	0	3	1
熊本市	4	14	5	0	1	2
横須賀市	0	3	4	0	0	1
金沢市	0	1	2	1	0	3
合計	503	866	466	76	180	142

(22) 乳児院退所後の措置変更先(都道府県市別)(平成27年度)(単位:人、%)

(家庭福祉課調べ)

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親(FH含)へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	1	8	3	37.5%	5	62.5%	0
青森県	14	7	2	28.6%	5	71.4%	0
岩手県	9	14	3	21.4%	9	64.3%	2
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
秋田県	4	5	2	40.0%	1	20.0%	2
山形県	3	8	3	37.5%	5	62.5%	0
福島県	2	9	5	55.6%	4	44.4%	0
茨城県	16	15	3	20.0%	11	73.3%	1
栃木県	20	26	5	19.2%	19	73.1%	2
群馬県	7	14	4	28.6%	9	64.3%	1
埼玉県	84	80	30	37.5%	42	52.5%	8
千葉県	8	27	15	55.6%	8	29.6%	4
東京都	175	126	36	28.6%	80	63.5%	10
神奈川県	25	25	7	28.0%	15	60.0%	3
新潟県	6	6	3	50.0%	2	33.3%	1
富山県	5	3	1	33.3%	2	66.7%	0
石川県	2	6	3	50.0%	3	50.0%	0
福井県	4	5	0	0.0%	5	100.0%	0
山梨県	2	6	2	33.3%	3	50.0%	1
長野県	18	16	6	37.5%	10	62.5%	0
岐阜県	8	12	4	33.3%	8	66.7%	0
静岡県	9	17	8	47.1%	7	41.2%	2
愛知県	34	39	5	12.8%	26	66.7%	8
三重県	15	14	4	28.6%	7	50.0%	3
滋賀県	8	4	2	50.0%	2	50.0%	0
京都府	6	16	4	25.0%	12	75.0%	0
大阪府	50	40	9	22.5%	26	65.0%	5
兵庫県	19	36	5	13.9%	28	77.8%	3
奈良県	6	4	0	0.0%	4	100.0%	0
和歌山県	0	11	5	45.5%	6	54.5%	0
鳥取県	11	8	0	0.0%	8	100.0%	0
島根県	11	3	0	0.0%	3	100.0%	0
岡山県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
広島県	5	22	2	9.1%	15	68.2%	5
山口県	6	12	0	0.0%	11	91.7%	1

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親(FH含)へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	9	3	0	0.0%	3	100.0%	0
香川県	5	0	0	0.0%	0	0.0%	0
愛媛県	13	6	0	0.0%	5	83.3%	1
高知県	8	14	3	21.4%	9	64.3%	2
福岡県	22	18	5	27.8%	13	72.2%	0
佐賀県	3	9	2	22.2%	7	77.8%	0
長崎県	8	9	0	0.0%	7	77.8%	2
熊本県	2	5	2	40.0%	2	40.0%	1
大分県	15	7	0	0.0%	7	100.0%	0
宮崎県	7	13	1	7.7%	12	92.3%	0
鹿児島県	16	23	9	39.1%	12	52.2%	2
沖縄県	5	11	4	36.4%	7	63.6%	0
札幌市	6	13	8	61.5%	5	38.5%	0
仙台市	29	18	7	38.9%	11	61.1%	0
さいたま市	1	2	0	0.0%	2	100.0%	0
千葉市	4	4	0	0.0%	3	75.0%	1
横浜市	22	21	4	19.0%	15	71.4%	2
川崎市	30	10	5	50.0%	5	50.0%	0
相模原市	9	7	4	57.1%	2	28.6%	1
新潟市	3	3	0	0.0%	2	66.7%	1
静岡市	5	2	1	50.0%	1	50.0%	0
浜松市	3	2	0	0.0%	1	50.0%	1
名古屋市	23	21	3	14.3%	16	76.2%	2
京都市	13	6	0	0.0%	5	83.3%	1
大阪市	75	51	8	15.7%	33	64.7%	10
堺市	6	12	4	33.3%	8	66.7%	0
神戸市	14	11	6	54.5%	5	45.5%	0
岡山市	6	19	5	26.3%	13	68.4%	1
広島市	1	8	0	0.0%	8	100.0%	0
北九州市	12	9	1	11.1%	8	88.9%	0
福岡市	24	11	6	54.5%	4	36.4%	1
熊本市	6	17	4	23.5%	9	52.9%	4
横須賀市	4	3	1	33.3%	2	66.7%	0
金沢市	4	5	3	60.0%	2	40.0%	0
合計	1,006	1,017	277	25.0%	645	62.5%	95

(23) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
3,481	1,515	1,069	434	428	35
100.0%	43.5%	30.7%	12.5%	12.3%	1.0%

(24) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
3,481	2,585	666	176	53	1
100.0%	74.3%	19.1%	5.1%	1.5%	0.0%

(25) 里親の年齢

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	3,481	14	207	712	1,070	1,093	382	3
	100.0%	0.4%	5.9%	20.5%	30.7%	31.4%	11.0%	0.1%
里母	3,481	26	251	1,010	1,151	966	75	2
	100.0%	0.7%	7.2%	29.0%	33.1%	27.8%	2.2%	0.1%

(26) 里親の職業

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
3,481	221	100	648	185	383	192	134	181	254	371	480	332
100.0%	6.3%	2.9%	18.6%	5.3%	11.0%	5.5%	3.8%	5.2%	7.3%	10.7%	13.8%	9.5%

(22) ～ (25) 児童養護施設入所児童等調査 (平成25年2月1日)

(27) 家族との交流状況

(単位：人)

		養護施設児	乳児院児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総数		29,979 (100.0%)	3,147 (100.0%)	4,534 (100.0%)	1,235 (100.0%)	1,670 (100.0%)
交流あり	帰宅	13,772 (45.9%)	588 (18.7%)	336 (7.4%)	684 (55.4%)	832 (49.8%)
	面会	6,935 (23.1%)	1,704 (54.1%)	655 (14.4%)	259 (21.0%)	420 (25.1%)
	電話手紙連絡	3,864 (12.9%)	244 (7.8%)	241 (5.3%)	106 (8.6%)	237 (14.2%)
交流なし		5,396 (18.0%)	610 (19.4%)	3,284 (72.4%)	183 (14.8%)	180 (10.8%)
不詳		12 (0.0%)	1 (0.0%)	18 (0.4%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)

		ファミリーホーム児	自立援助ホーム児
総数		829 (100.0%)	376 (100.0%)
交流あり	帰宅	164 (19.8%)	76 (20.2%)
	面会	218 (26.3%)	55 (14.6%)
	電話手紙連絡	108 (13.0%)	89 (23.7%)
交流なし		336 (40.5%)	155 (41.2%)
不詳		3 (0.4%)	1 (0.3%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

(28) 家族との交流の頻度 ((27) における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		総 数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳 児 院 児	帰 宅	588 (100.0%)	418 (71.1%)	160 (27.2%)	9 (1.5%)	1 (0.2%)
	面 会	1,704 (100.0%)	881 (51.7%)	732 (43.0%)	90 (5.3%)	1 (0.1%)
	電話手紙連絡	244 (100.0%)	105 (43.0%)	118 (48.4%)	21 (8.6%)	0 (0.0%)
養 護 施 設 児	帰 宅	13,772 (100.0%)	3,160 (22.9%)	9,906 (71.9%)	689 (5.0%)	17 (0.1%)
	面 会	6,935 (100.0%)	1,404 (20.2%)	4,717 (68.0%)	807 (11.6%)	7 (0.1%)
	電話手紙連絡	3,864 (100.0%)	912 (23.6%)	2,382 (61.6%)	562 (14.5%)	8 (0.2%)
里 親 委 託 児	帰 宅	336 (100.0%)	113 (33.6%)	190 (56.5%)	33 (9.8%)	0 (0.0%)
	面 会	655 (100.0%)	104 (15.9%)	391 (59.7%)	158 (24.1%)	2 (0.3%)
	電話手紙連絡	241 (100.0%)	36 (14.9%)	130 (53.9%)	74 (30.7%)	1 (0.4%)
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム 児	帰 宅	164 (100.0%)	46 (28.0%)	104 (63.4%)	14 (8.5%)	0 (0.0%)
	面 会	218 (100.0%)	44 (20.2%)	130 (59.6%)	44 (20.2%)	0 (0.0%)
	電話手紙連絡	108 (100.0%)	19 (17.6%)	66 (61.1%)	22 (20.4%)	1 (0.9%)

児童養護施設入所児童等調査 (平成25年2月1日)

(29) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

種別 定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	136	100.0%	603	100.0%	46	100.0%	58	100.0%	232	100.0%
20人以下	61	44.9%	7	1.2%	4	8.7%	1	1.7%	188	81.0%
21～30	35	25.7%	69	11.4%	13	28.3%	5	8.6%	30	12.9%
31～40	21	15.4%	113	18.7%	15	32.6%	8	13.8%	8	3.4%
41～50	10	7.4%	143	23.7%	12	26.1%	15	25.9%	6	2.6%
51～60	3	2.2%	106	17.6%	2	4.3%	10	17.2%	—	—
61～70	2	1.5%	57	9.5%	—	—	6	10.3%	—	—
71～80	3	2.2%	49	8.1%	—	—	2	3.4%	—	—
81～90	1	0.7%	23	3.8%	—	—	3	5.2%	—	—
91～100	—	—	13	2.2%	—	—	1	1.7%	—	—
101～110	—	—	13	2.2%	—	—	—	—	—	—
111～120	—	—	3	0.5%	—	—	2	3.4%	—	—
121～150	—	—	5	0.8%	—	—	4	6.9%	—	—
151人以上	—	—	2	0.3%	—	—	1	1.7%	—	—

※ 母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

(30) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況(平成26年10月現在:家庭福祉課調べ)

	児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
	児童相談所数	里親担当職員		里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況					
		専任	兼任	常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置			
全 国	207	335	98	237	162	37	125	124	11	16	11	
1北海道	8	8	8		8	8					8	
2青森県	6	6		6	1		1	1				
3岩手県	3	3	1	2	1		1	1				
4宮城県	3	4	1	3	3		3	3				
5秋田県	3	7		7								
6山形県	2	2		2	1	1				1		
7福島県	4	4		4	4		4	4				
8茨城県	3	3		3	1		1	1				
9栃木県	3	3		3	3		3	3				
10群馬県	3	12		12	4		4	3		1		
11埼玉県	6	12		12	15		15	15				
12千葉県	6	12	6	6	1		1			1		
13東京都	11	26	24	2	11	11			11			
14神奈川県	5	11	6	5	11	6	5	11				
15新潟県	5	1		1								
16富山県	2	3		3	2		2			2		
17石川県	2	5	2	3	2		2	2				
18福井県	2	3		3	2		2	2				
19山梨県	2	2		2	1		1	1				
20長野県	5	8		8	1		1	1				
21岐阜県	5	13	1	12	1		1	1				
22静岡県	5	6	1	5	4		4	4				
23愛知県	10	10		10	2		2	2				
24三重県	5	14	1	13	1		1	1				
25滋賀県	2	2		2	2		2			2		
26京都府	3	4		4								
27大阪府	6	7	7		8		8	8				
28兵庫県	5	5		5	5		5	5				
29奈良県	2	6	1	5	1		1	1				
30和歌山県	2	4		4								
31鳥取県	3	3		3	2	2				2		
32島根県	4	4		4								

	児童相談所の体制						里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
	児童相談 所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況					
		専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が 雇用して 児相に配置	委託法人が 雇用して 児相に配置	委託法人が雇用して 委託先に配置	児童福祉司等が兼務して 「里親委託等推進員」の名 称で配置			
33	岡山県	3	7		7	2		2	2				
34	広島県	3	3	3		3		3	3				
35	山口県	5	5		5	1		1	1				
36	徳島県	3	7		7	1		1				1	
37	香川県	2	2		2	1		1	1				
38	愛媛県	3	1		1								
39	高知県	2	3		3								
40	福岡県	6	6	3	3	3		3	3				
41	佐賀県	1	1	1		2		2	2				
42	長崎県	2	3	1	2	2		2	2				
43	熊本県	2	2		2	2		2	2				
44	大分県	2	3	2	1	4		4	4				
45	宮崎県	3	3		3	3		3	3				
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1				
47	沖縄県	2	2	2		2		2	2				
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1				
49	仙台市	1	2		2	2		2	2				
50	さいたま市	1	6	6		1	1		1				
51	千葉市	1	2		2	1		1	1				
52	横浜市	4	11	4	7	4		4	4				
53	川崎市	3	3	1	2	3		3	3				
54	相模原市	1	1	1		1		1	1				
55	新潟市	1	2		2								
56	静岡市	1	2		2	1	1					1	
57	浜松市	1	4	1	3	1		1	1				
58	名古屋	2	4	2	2	2		2	2				
59	京都市	2	2		2	3	3					1	2
60	大阪市	1	6	5	1	1		1	1				
61	堺市	1	3	1	2	4	1	3				4	
62	神戸市	1	5		5	1	1		1				
63	岡山市	1	2		2	1		1	1				
64	広島市	1	4	1	3	1	1		1				
65	北九州市	1	1	1		2		2	2				
66	福岡市	1	3	3		3		3	3				
67	熊本市	1	1		1	2		2	2				
81	横須賀市	1	1		1	1		1	1				
83	金沢市	1	4		4	1	1						1